

納税通知書を発送

市では、軽自動車税および固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、ミニバイク(原動機付自転車)、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に課税されます。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書について「継続検査用納税証明書」を利用してください。

申請期限は5月31日(火)です。

課税課・税政係 06・6992・1458

軽自動車税の税率変更

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。

平成28年度から、原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車の税率が引き上げられます(13ページ表1)。

また、三輪以上の軽自動車などは13ページ表2のとおりです。

自動車検査証(車検証)の初年度検査年月によって税率が異なりますので、手元にある自動車検査証(車検証)を確認してください。

平成28年度に経年重課対象となる車(13ページ表2の③)は、自動車検査証(車検証)の初年度検査年月が、平成14年12月以前のものです。

また、平成27年4月1日～同28年3月31日の間に、初年度検査を受けた車両のうち13ページ表4に該当する車両は、平成28年度のみ軽自動車税が軽減されます(グリーン化特例)。

減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は、固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

- 生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
災害などで使用できなくなった固定資産

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。

また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

納税期限 第1期：5月31日(火) 第2期：8月1日(月) 第3期：9月30日(金) 第4期：11月30日(水)

表1

Table with columns: 区分, 税率(年額), 平成27年度まで, 平成28年4月1日以降. Rows include 原動機付自転車, 軽二輪, 小型二輪, 小型特殊自動車.

表2

Table with columns: 区分, 税率(年額), ①自動車検査証の初年度検査年月が平成27年3月以前の車両, ②自動車検査証の初年度検査年月が平成27年4月以降の車両, ③自動車検査証の初年度検査年月から13年を超える車両(経年重課). Rows include 三輪, 四輪(乗用, 貨物).

*電気・天然ガス・メタノールの各軽自動車・ガソリンハイブリッド車・被けん引車は経年重課対象外です。

表3

Table with columns: 経年重課適用開始年度, 初年度検査年月. Rows include 平成28年度, 29年度, 30年度, 31年度, 32年度.



表4

Table with columns: 区分, 標準, 電気・天然ガス自動車, ガソリン車・ハイブリッド車(平成17年排ガス規制75%低減車). Rows include 三輪, 四輪(乗用, 貨物).

注 天然ガス自動車は、平成21年排ガス規制 NOx10%以上低減車が対象です。

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。したがって、年の途中で売買などで所有者が変

わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税点

市内で同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

- 土地：30万円未満
家屋：20万円未満
償却資産：150万円未満

納期限

- 第1期：5月31日(火)
第2期：8月1日(月)
第3期：9月30日(金)
第4期：11月30日(水)